

小田原市監査委員公表第1号

平成27年1月6日

小田原市監査委員	岡 本 重 治
小田原市監査委員	井 上 久 嘉
小田原市監査委員	安 野 裕 子

定期監査（Ⅱ）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、
同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成26年9月24日から平成26年12月25日まで

3 監査対象部課等

企画部（広報広聴課）、総務部（財政課）、市民部（人権・男女共同参画課）、文化部（生涯学習課、スポーツ課）、環境部（環境保護課、環境事業センター）、こども青少年部（保育課）、建設部（みどり公園課、建築課）、教育部（教育総務課）

4 監査の対象

主として平成26年度の8月末日までの収入・支出等の財務事務の執行

5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。

6 監査の結果

(1) 財務事務について

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘又は要望すべき事項が見受けられた。

ア 収入事務

- ・一般廃棄物管理票売捌金について、一括調定できる歳入として定められていないにもかかわらず10日ごとに調定していた。（環境事業センター）
- ・霊園管理手数料について、依然として条例で規定された期限内に督促状を発していなかった。（みどり公園課）
- ・使用期間が翌年度以降にわたる公園使用料について、条例で規定された期限内に納入通知書を発していなかった。（みどり公園課）
- ・普通財産である土地の貸付料について、歳入科目を誤り使用料で収入していた。（保育課）

イ 支出・契約事務

- ・契約金額が1,000,000円の契約書において、消費税額等の記載欄に誤って925,926円（税抜額）が記載されていた。（広報広聴課）
- ・市が開催した懇談会の構成員に対する謝礼を、会議の運営補助業務を委託した業者名で支払う契約が見受けられた。（みどり公園課）
- ・所管課執行の業務委託の入札において、入札参加資格が認定されていない業者を指名していた。（生涯学習課）

・ 所得税等の源泉徴収について

全国的に測量士等に対する支払について源泉徴収漏れの事例が数多く見受けられる中、本市においても今年7月に小田原税務署から点検の依頼があり、調査した結果、徴収漏れが明らかになった。源泉徴収が必要な範囲は、測量士等の報酬に止まらず、原稿料や講演料など広範囲に及ぶものであることから、再発防止のため所管に対する定期的な周知と審査の徹底を図りたい。

ウ 財産管理事務

- ・ 備品台帳について、新たに取得した備品の登載漏れが見受けられた。(広報広聴課、生涯学習課、環境保護課、環境事業センター、保育課)
- ・ 土地・建物台帳等について、記載されている所在地や地番に誤りが見受けられた。(生涯学習課、スポーツ課、環境事業センター、保育課)
- ・ 行政財産の目的外使用料について、依然として廃止された通達を根拠に免除していた。(生涯学習課)

なお、これらの指摘事項には、個々の業務プロセスにおいて、上司や職員相互の内部チェックが普通に機能すれば防止できたと思われるものが多く見受けられたことから、こうした基本的なチェックを確実に実施するとともに、「業務リスク対応チェックリスト」を活用したマニュアルを作成するなど、リスク管理にも努められたい。

また、市ではコンプライアンスの取組みを進めているところであるが、今回の定期監査では随意契約の執行方法において見積業者の偏りや分割発注を疑わせる事例等が依然として見受けられたことから、適正な契約事務の執行に向けて一層の努力を望むものである。